

## 第1章 調整計画の意義

私たち武蔵野市民は、昭和46年に武蔵野市長期計画策定市民会議を構成して、〈平和な緑と教育〉の「ふるさと」をめざした『武蔵野市長期計画（昭和46年～55年度）』を策定した。その基本精神を集約した『武蔵野市基本構想』は、地方自治法第2条第5項にもとづいて、昭和46年9月21日、武蔵野市議会において、全会一致で承認された。

この長期計画は、その後、市長の施政方針、予算編成の指針となり、47年度および48年度は計画事項を中心に諸施策を推進してきたが、この姿勢は今後も堅持されることが確認されている。その意味で、この計画は、武蔵野市政の生きた計画となっているだけでなく、計画主導型の新しい自治体行政の可能性をきりひらいたといえるであろう。くわえて、この長期計画は、その策定過程における「策定市民会議」の構成だけでなく、その実施の過程でも「市民委員会」を設置することによって、市民参加を大胆にその基軸にすえ、今日的意義をもつ市民自治の武蔵野方式として、注目されている。

だが、計画は、一般的にいつて、つねに時々刻々移りかわる現実に即応できるような「やわらかい」計画であることを必要とする。とくに、社会ないし経済・政治の構造だけでなく、市民意識の変動の急激な今日、状況の変化を将来に向かって予測しておくことは、計画策定の基本といわなければならない。事実、武蔵野市政においては、市民の運動や創意の結集によって、たとえば市民福祉、都市基盤、学校整備などの行政課題、さらにひろく市民参加による計画運営については、これまでかなりの成果をあげたとはいえ、武蔵野市におかれている情勢は、公害・都市問題の激化や自然破壊の進行、さらに物価とくに地価の暴騰などにみられるとおり一段と緊迫性をましている。

今回の第一次調整計画は、『長期計画』に、あらかじめきめられている3カ年ごとの調整（ローリング）という手法にもとづいて、武蔵野市をとりまく以上のような条件の変化をふまえ、前期5カ年の実行計画（昭和46年～50年度）の進行状況を具体的に検討し、昭和49年度から53年度にいたる5カ年の実行計画を調整計画というかたちで策定しようとするものである。なお当然のこととして、この調整計画は、その初年度にあたる昭和49年度から具体的に予算化され、実施にうつされるもので

ある。

第1図 武蔵野市長期計画の構造



したがって、この調整計画は、

- (1) 『武蔵野市長期計画』・『武蔵野市基本構想』を基本的前提とし、その枠内における実行計画の第1次調整として、『基本構想』ならびに『長期計画』の弾力的な実効性を高めること。
  - (2) 昭和46年～48年度の市政および計画の進行を点検するとともに、今日の市民要求ならびに社会情勢の変化に的確に対応するための創造的発展として位置づけられる。
  - (3) 市民参加、職員参加をさらに積極化し、市政の目標・行政課題をめぐって、市民相互、ならびに市民・市長・市議会・職員のあいだに、共通の対話の“ヒロバ”をつくる。
- という意義をもち、さらに昭和52年度からはじまる第2次調整計画にひきつがれる。

( 参 考 )

## 武蔵野市長期計画（昭和46～55年度）構成

### 序 新しい「市民のふるさと」武蔵野市

#### 第1章 武蔵野市長期計画の構想

- (1) 市長と長期計画
- (2) 長期計画の作成過程
- (3) 武蔵野市の特徴
- (4) 長期計画の意義
- (5) 長期計画の五原則
- (6) 長期計画の目標と課題
- (7) 長期計画の性格
- (8) 長期計画の基礎指標

#### 第2章 武蔵野市長期計画の課題

##### 1 市民がつくる武蔵野市政

- (1) 市民参加システムの形成
  - ① 市民参加
  - ② 政策情報の公開と対話
- (2) 地域生活単位の構成
- (3) 市民センターとしての市庁舎改築

##### 2 豊かな市民生活の実現

- (1) 現代的な都市基盤の整備－基盤計画
  - ① 生活道路
  - ② 大量輸送網の適正配置
  - ③ 上水道
  - ④ ゴミ収集・処理
  - ⑤ 街路灯
  - ⑥ 防 火
  - ⑦ 防 災
  - ⑧ 幹線道路
  - ⑨ 土地利用計画
  - ⑩ 農工商の条件整備

##### (2) 人間性を培う教育・文化の充実－文教計画

- ① 小中学生教育
- ② 幼児教育
- ③ 社会教育
- ④ 市民文化活動
- ⑤ 市民による教育・文化の創造

##### (3) 健康であかるい市民生活の保障－福祉計画

- ① 健康管理・医療体制
- ② 環境衛生
- ③ 社会保障
- ④ 老人問題
- ⑤ 勤労青少年
- ⑥ 消費者行政
- ⑦ 交通安全
- ⑧ 公害防止
- ⑨ 市街緑化・美化
- ⑩ 市営住宅
- ⑪ 市民相談

##### 3 都市改造の六大事業計画

- (1) 緑のネットワーク計画
- (2) 市民施設のネットワーク計画
- (3) 全市完全下水道化計画
- (4) 吉祥寺駅周辺再開発計画
- (5) 中央地区整備計画
- (6) 武蔵境駅周辺開発計画

#### 第3章 財政用地計画

- (1) 財政計画
- (2) 用地計画

## 第2章 調整計画の策定手続

(1) 調整計画の策定にあたっては、長期計画の策定手続をひきついで、市民4名、助役2名、計6名からなる調整委員会を設け、この委員会を中心に策定作業を進めることとし、その過程で、市議会との協議ならびに市民参加のための「計画調整市民会議」、職員参加のための「計画調整庁内会議」を設け、市民による調整計画策定の実現をはかった。

(2) 調整計画策定の手続 および日程は次のとおりである。

昭和47年

1月24日 市長から問題提起

昭和48年

2月6日 調整委員委嘱、調整委員会（策定の一般方針打合せ）

2月6日～2月17日 第1次庁内会議（各部課ならびに職員各層からの提案）

3月1日～3月2日 調整委員会（問題点整理ならびに『討議要綱』の基本方針決定）

3月21日 調整委員会（『討議要綱』作成）

4月5日～4月14日 第2次庁内会議（『討議要綱』の検討）

4月14日 調整委員会（『討議要綱』改訂版作成）

5月20日 『討議要綱』改訂版を市広報特集号として市民全部に配布（6万5千部）

5月30日 市議会全員協議会（『討議要綱』改訂版をめぐり市議会と調整委員会との討議）

5月29日～6月11日 第1次市民会議（『討議要綱』改訂版をめぐり提案ならびに検討）

9月7日～9月8日 『調整計画案』策定

10月1日 『調整計画案』の配布方法ならびに意見提出手続について市報に掲載

10月2日 市議会全員協議会（『調整計画案』をめぐり市議会と調整委員会との討議）

9月27日～10月4日 第3次庁内会議（『調整計画案』をめぐり検討）

10月6日～10月8日 第2次市民会議（『調整計画案』をめぐり検討）

10月25日 『調整計画案』の調整

10月27日 市長と調整委員会との最終討議（『調整計画』決定）

- 市議会とは、市長と市議会の協議にもとづき、日程ならびに討議方法をきめた。
- 市民会議は、第1部会（市政関係団体および市民団体）、第2部会（自主参加の市民）の二部構成とした。なお、調整委員会は、10月20日までの間要求に応じて随時各種市民団体と協議をおこなった。

市民会議の参加招請団体はつぎのとおりである。

第1ブロック	市民センター建設市民委員会、緑化市民委員会、健康市民委員会、コミュニティ市民委員会、清掃対策市民委員会、市民文化会議
第2ブロック	武蔵野赤十字奉仕団、婦人団体連絡協議会、自主婦人学級連絡協議会、母と子の教室、生活学校、武蔵野母親連絡会、婦人有権者同盟、新日本婦人の会武蔵野支部、日本婦人会議武蔵野支部、婦人問題研究会、桜楓会、如蘭会、よもぎの会、婦人民主クラブ、母子福祉会（きさらぎ会）、保育自主グループ連絡協議会、第3生活学校、青桐生活学校、あじさい生活学校
第3ブロック	商工会議所（商業・工業部会）、商店会連合会、農業委員会、農業協同組合、医師会、歯科医師会、東京私立中学高等学校協会第12支部、都教組武蔵野協議会、校長会、教頭会、公立学校教育研究会、私立学校教職員連絡協議会、武蔵野私立幼稚園連合会、武蔵野民主商工会、武蔵野三鷹地区労働組合協議会、武蔵野市消費者の会、東京都地区消費者グループ武蔵野支部生活者の会
第4ブロック	消防団、衛生協定会連合会、公害対策懇談会、防犯協会、防火協会、交通安全協会、民生委員協議会、社会福祉協議会、社会教育委員、体育協会、体育指導委員、文化財保護委員、玉川上水を守る会、武蔵野市教育懇談会、給食をよくする会、武蔵野平和委員会、世界連邦建設同盟武蔵野支部、原水爆禁止武蔵野協議会、武蔵野史談会、保護司会、新生活運動実践地区光和会
第5ブロック	老人クラブ連合会、三水会、青少年問題協議会、青少協地区代表者会議、青少年委員、青年団体リーダー会、武蔵野青年会議所、子供会育成連絡協議会、市立学校PTA連絡協議会、身体障害者協会、肢体不自由児父母の会、武蔵野少年少女合唱団、武蔵野美術家協会、武蔵野デザイン協会、武蔵野合唱団、井之頭合唱団、ムサシノジングアカデミー、コールマミー、さくらんぼ合唱団、MYBEC、音楽愛好会ナルシス、茶華道連盟、舞踊連盟、邦楽連盟、吟詠連盟、謡曲連盟、民謡連盟、東水社、ユニオン美術、うの花旬会

- 庁内会議は、各部局のタテ構成ならびに部課長、係長、一般職員のヨコ構成とし、職員組合との協議をもふくむ。
  - 『討議要綱』は、市報で広く全市民に訴え、市民・市長・市議会・職員が共通の要綱で討議しうる条件をつくったが、『調整計画案』もまた同じ方法をとった。なお、市民・職員からの調整委員会宛の文書による意見提出の締切は、『討議要綱』については6月20日、『調整計画案』については最終調整にまにあうよう10月20日までとした。
- (3) 今回の計画調整にあたり、武蔵野市内の各地域別の生活環境格差ならびに武蔵野市の生活環境水準を客観的に検討して調整計画の科学性をたかめるとともに、市民による地域生活単位（コミュニティ）の自主構成、および市の生活環境水準の向上の政策資料にするために、①町丁別、コミュニティ予想地区別、②近隣都市・類似都市との比較などによる『武蔵野市地域生活環境指標』の作成をおこなった。この作成にあたっては、調整委員会は職員の自発的協力ならびに企画課の緊密な協力をえて、調整委員2名・委嘱された専門委員1名を中心に「地域生活環境指標分科会」を設置した。分科会は4月13日に発足して8月31日にその作業を終えるとともに、その結果にもとづいて「第1次調整計画への意見」を調整委員会に提出した。この『武蔵野市地域生活環境指標』は48年末までに公表・刊行する。（有料頒布）
- (4) 市長は、この計画調整過程の討議に随時参加し、自らの方針と見解を表明しているが、以上の策定手続きの終了ののち、市長は調整委員会がとりまとめた最終の素案をもとに調整委員会と意見の調整を行なった後、『武蔵野市第1次調整計画』を決定した。

### 第3章 調整計画の構想

#### (1) 調整計画の前提

① 武蔵野市を含めて今日日本においては、都市問題の激化、公害、自然破壊にとどまらず、物価上昇とくに地価暴騰などの生活環境が悪化し、生活様式・価値意識の激動期にある。武蔵野市のアンケート調査表をみても、市民要求の変化はいちじるしく、昭和47年度においては公害、緑がトップにたつにいたった。このことは、武蔵野市政が市民福祉、都市基盤、学校施設の整備に実績をあげていることを示すととも今日市政の課題がどこにあるかを明らかにしている。

第2図 市政アンケートの結果

項目	町名	東町	南町	御殿山	本町	北町	中町	西久保	緑町	八幡町	国前	板橋	境	地南町	無記入	計	比率 (%)	47年 順位	46年 順位	45年 順位	44年 順位	43年 順位	42年 順位	41年 順位	39年 順位
公害対策		71	88	20	66	71	66	55	32	24	15	39	32	39	21	639	13.0	1	2	6	8				
公園・緑地		49	47	10	42	82	50	50	41	15	21	19	42	42	10	520	10.5	2	5						
交通安全対策		60	68	18	59	71	46	38	28	13	19	22	34	22	9	507	10.3	3	3	1	2	4	4		
福祉施設		44	55	15	35	41	31	33	39	15	11	29	32	31	11	422	8.7	4	9	9	9	8	9	8	11
環境衛生		51	57	16	28	55	36	38	19	13	13	20	15	39	7	407	8.2	5	6	5	5	6	7	5	9
清掃		41	41	19	30	38	24	47	24	14	13	24	22	34	12	383	7.9	6	4	8	7	7	6	6	5
下水道		8	16	5	23	13	21	61	16	26	34	23	48	78	8	380	7.8	7	1	2	1	1	1	1	2
駅周辺都市計画		39	56	16	43	34	19	7	13	2	4	15	26	48	7	329	6.8	8	8	3	3	2	2	2	4
児童遊園		29	28	11	36	44	38	22	17	3	12	2	18	30	1	291	6.0	9	10	7	6	9	8	9	7
道路		37	20	16	26	42	12	21	17	8	20	14	32	21	2	288	5.9	10	7	4	4	3	3	3	3
教育文化施設		32	34	7	16	33	16	8	29	4	4	11	16	25	1	236	4.9	11	12	11	11	10	10	7	6
市営住宅		18	32	6	21	20	27	27	14	10	8	11	14	17	2	227	4.6	12	11	10	10	5	5	4	10
集会施設		26	12	4	8	12	15	10	8	2	4	4	6	17	3	131	2.6	13	14	13	13	13	14	13	12
青少年対策		20	16	5	13	15	11	5	9	2	1	5	7	7	1	117	2.3	14	13	12	12	11	13	10	8
水道		2	4	1	4	2	2	2	2	1	1	1	0	4	2	29	0.5	15	15	14	14	14	12	12	1
合計		527	574	169	450	573	414	424	308	153	180	239	344	454	97	4906	100.0								

〔なお、このアンケート調査は回収率は低いですが、そのためかえって市政に関心をもつ積極的市民の意見が明らかとなるとともに、調査の長期性、調査項目の明快性によって、市民要求の長期的変動がはっきりしているため、今後も同一方式で持続させる必要がある。〕

② 長期計画では、昭和46年、武蔵野市の人口について、昭和45年国勢調査人口13万6,726人をふまえて、人口の社会増をもたらすような政策をとらないことを決定し、昭和50年に14万人、昭和55年に15万人におさえることを想定した。昭和48年4月1日現在、市の人口は13万5,235人(住民登録人口)であり、計画の想定範囲にとどまっている。この調整計画においてもひきつづき長期計画にもとづいて人口の社会増抑制という方針を堅持する。すでに全国比でも超過密の武蔵野市において、現在の人口のもとですら地価暴騰とあいまって生活環境水準の向上に必要な公共用地の取得に困難をきたしている。とく

に人口増にともなって必要となる小中学校用地の取得は至難であるとともに、ゴミ・下水処理量の減量をも必要としている。それゆえいま以上の過密化を防ぐために、この方針は当然是認されるべきである。

## (2) 調整計画の目標と原則

調整計画の目標は、『基本構想・長期計画』にもとづいて、＜平和な緑と教育＞の「ふるさと」をめざすとともに、さらに同じく、1 市民自治の原則、2 自治権拡充の原則、3 市民生活優先の原則、4 科学性の原則、5 広域協力の原則、の五原則をひきつづき策定の原則とする。

## (3) 調整計画の課題

調整計画の課題は、「長期計画」に集約された六大事業計画をタテ軸としてふまえるとともに、今回の調整計画の特殊課題として、つぎの三つの重点政策と四つの緊急施策をヨコ軸として設定する。

### 三つの重点政策

- ① 子ども・老人と婦人の福祉
- ② 公・災害対策と緑化の推進
- ③ 市民参加・市民文化の確立

### 四つの緊急施策

- ① 米軍施設跡地の確保と整備
- ② ゴミ処理システムの整備
- ③ 市民センターの建設
- ④ 用地の先行取得

したがって、武蔵野市政は六大事業計画と三つの重点政策・四つの緊急施策を交錯させて、多面的な、しかも長期の展望にたった誘導政策を大胆におしすすめる。

## (4) 調整計画の考え方

この目標・原則・課題のもとで、とくに『長期計画』の五原則のそれぞれに対応して次のような考え方にたち、政策選択の具体的基準とする。

- ① 市民参加の武蔵野方式を、政策情報の公開、行政機構の改革をともないながら、さらに強力に推進する。
- ② 市・都・国の行政責任の分担ならびに市民の責任のあり方を明らかにする。



市の責任領域については、たとえば児童手当、日照権対策、コミュニティ構想などで示したような先導性を発揮するとともに、都・国にたいして積極的に政策転換を要求する。市と市民の責任分担を、各種団体への補助金支出の再検討や教育費等負担の公私の区別の明確化、ゴミ排出量の抑制などをふくめて明確にする。また、公害、ゴミなどについては、企業責任をあきらかにして必要な施策をおこなう。

③ 市民生活の条件整備にあたっては、子ども、老人、心身障害者(児)などにたいして、特別の配慮を加えながら、市民全体の生活条件の均等な上昇につとめる。そのため、とくに生活環境の向上に留意して、市民施設のストック増大に重点をおき、用地の先行取得に努力する。また、保育園の入園基準の公表、集会室の使用基準の改定や陸上競技場の一般開放など、既設市民施設の利用形態の刷新を早急に検討する。

④ 福祉、公・災害、清掃、緑化、都市改造、市民文化など生活課題別の個別計画を、市民参加のもとに策定するとともに、旧来の発想を大胆に転換して新しい行政手法・技術手法をも開発し、さらに一層の市政の計画化・科学化をはかる。

⑤ 近隣自治体相互、ならびに市と都、国との計画調整をはかり、たとえば老人ホーム、心身障害者(児)施設、公立高校、公害規制、緑地保全などについては広域的解決を推進する。